

広報にしごう

VOL.5

広報にしごう第185号
昭和61年5月1日

■村のうごき 人口14,773人(+7) 男7,448人(+1) 女7,325人(+6) 世帯数3,578戸(-13) 4月1日現在()は対前月日

▼大平で

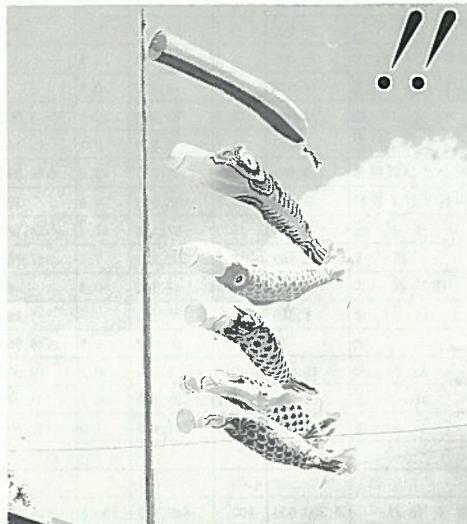
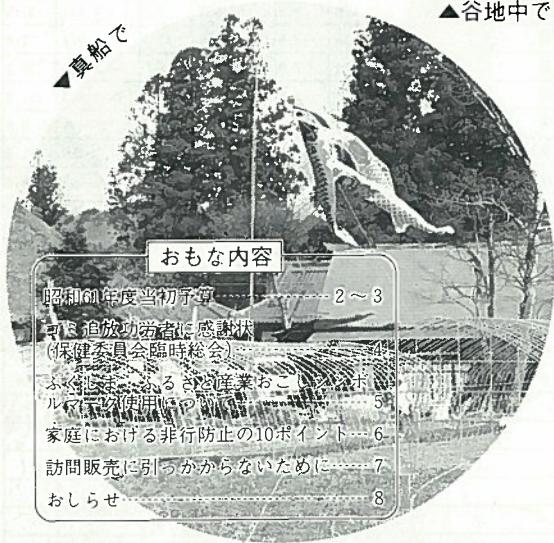


▼下新田で



▲谷地中で

▼一の又で





▲今年度より事業開始される家族旅行村建設予定地

對する伸びの前年度に、一般会計予算の伸びが下回り、その結果一貫して会計会員が伸びたためです。しかし、地方交付税をはじめ国県支出会員が伸びたためです。

一方歳出面では、家族旅行村設工事及び西白河郡では初めての軽自動車積載車の購入により五百二十万三千円の増で、一千九千五百三十一万四千円となりました。また、消防費においては格納庫建設工事、消防屯所建設工事及び西白河郡では初めての

昭和61年度当初予算は、三十億六十万円と決まりました。近年の財政事情は国、地方を問わず厳しさを増す一方です。この状況下、経費節減合理化を一層推進するとともに財源の重点的配分に徹することを基本方針として、長期的展望に立った

昭和61年度当初予算は、三十億六十万円と決まりました。近年の財政事情は国、地方を問わず厳しさを増す一方です。この状況下、経費節減合理化を一層推進するとともに財源の重点的配分に徹することを基本方針として、長期的展望に立った

村の財政は、歳入面で村税の伸びが二十・一%（一億九千三百三十八万八千円の増）と國、県と比較して高い伸率となりました。これは主に、企業等の誘致により法

調和のとれた「ふるさと西郷村」づくりを推進し、村民生活の向上を図るもので

ます。

人村民税、固定資産税及び電気税等が伸びたためです。

しかし、地方交付税をはじめ国県支出会員が伸びたためです。

一方歳出面では、家族旅行村設工事及び西白河郡では初めての軽自動車積載車の購入により五百二十万三千円の増で一千九千五百三十一万四千円となりました。また、消防費においては格納庫建設工事、消防屯所建設工事及び西白河郡では初めての

三千五百万円（十二・三%）となりこの二つで歳入の半分以上を占めています。また国庫支出金が九・三%（五千四百十二万四千円）の減、県支出金が二十八・七%（六千七百七十六万一千円）の減となっています。

**昭和61年度
当初予算**

**本年度は
三十三億六十万円**

単位：千円%

昭和61年度当初予算目的別状況

項 目	歳 入						歳 出						
	本 年 度	構 成 比	前 年 度	構 成 比	比 較	伸 率	項 目	本 年 度	構 成 比	前 年 度	構 成 比	比 較	伸 率
1 村 稅	1,156,974	35.1	963,586	28.8	193,388	20.1	1 議 会 費	75,270	2.3	67,839	2.0	7,431	11.0
2 地 方 譲 与 稅	70,615	2.1	67,000	2.0	3,615	5.4	2 総 務 費	446,676	13.5	438,698	13.1	7,978	1.8
3 燐 染 施 設 利 用 稅 金	28,000	0.8	24,626	0.7	3,374	13.7	3 民 生 費	260,514	7.9	236,153	7.0	24,361	10.3
4 自 動 車 取 得 税 付 金	35,000	1.1	35,000	1.1			4 衛 生 費	116,203	3.5	168,807	5.0	△52,604	△31.2
5 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金	14,978	0.5	14,978	0.4			5 労 働 費	8,282	0.3	8,866	0.3	△584	△ 6.6
6 地 方 交 付 税	735,000	22.3	738,200	22.1	△ 3,200	△ 0.4	6 農 林 水 産 業 費	284,376	8.6	417,862	12.5	△133,486	△31.9
7 交 通 別 安 全 対 策 費	2,445	0.1	2,590	0.1	△ 145	△ 5.6	7 商 工 費	195,314	5.9	70,111	2.1	125,203	178.6
8 分 担 金 及 び 負 担 金	225,951	6.8	311,245	9.3	△85,294	△27.4	8 土 木 費	1,147,134	34.8	1,230,198	36.8	△83,064	△ 6.8
9 使 用 料 及 び 手 数 料	30,695	0.9	30,506	0.9	189	0.6	9 消 防 費	116,441	3.5	88,886	2.7	27,555	31.0
10 国 庫 支 出 金	528,414	16.0	582,538	17.4	△54,124	△ 9.3	10 教 育 費	378,950	11.5	388,533	11.6	△ 9,583	△ 2.5
11 県 支 出 金	168,160	5.1	235,921	7.1	△67,761	△28.7	11 災 害 複 旧 費	7,830	0.2	15		7,815	52,100
12 財 産 収 入	12,545	0.4	12,502	0.4	43	0.3	12 公 債 費	248,209	7.5	209,676	6.3	38,533	18.4
13 寄 附 金	1,390		200		1,190	595.0	13 諸 支 出 金	0		1,982	0.1	△ 1,982	皆 減
14 繰 入 金	32		50,001	1.5	△49,969	△99.9	14 予 備 費	15,401	0.5	17,496	0.5	△ 2,095	△20.0
15 繰 越 金	10,000	0.3	8,000	0.2	2,000	25.0							
16 諸 収 入	56,901	1.7	23,829	0.7	33,072	138.8							
17 村 債	223,500	6.8	244,400	7.3	△20,900	△ 8.6							
歳 入 合 計	3,300,600	100.0	3,345,122	100.0	△44,522	△ 1.3	歳 出 合 計	3,300,600	100.0	3,345,122	100.0	△44,522	△ 1.3

ゴミ追放功劳者に感謝状

昭和60年度保健委員会

現在、我が西郷村では「ゴミの追放」を宣言し、ゴミのない村づくりを推進しているところですが、昭和六十年度西郷村保健委員会（高内安太郎委員長）臨時総会が去る三月二十六日午前十時から、文化センターに於て開催されました。

臨時総会席上、これまでゴミ追放宣言の看板設置や小田倉（クリーン作戦）、川谷中の清掃奉仕を行い、ゴミ追放活動に貢献された各団体、個人の方々に村長より感謝状が贈呈されました。受賞者は左記のとおりです。

菊地ハル○君島開作○高久正文
○山下栄光○（追原婦人会）小林智恵子○森源一○樋谷弘○真船和治○海老名文雄○金沢重哉
○鈴木清栄○白岩フミエ○鈴木雄治○猪越静作○（眞名子奉公会）
○小針義春○相山サツ子○鈴木一三〇石井義市○尾股完治○君島甚六○海老名倉男○近藤栄寿
○鈴木清栄○白岩フミエ○鈴木雄治○猪越静作○（眞名子奉公会）
○小針義春○相山サツ子○鈴木一三〇石井義市○尾股完治○君島甚六○海老名倉男○近藤栄寿
○鈴木清栄○白岩フミエ○鈴木雄治○猪越静作○（眞名子奉公会）
○須藤文雄○岩本道子○芳賀健一○大場矩雄○鈴木正一○椎名正治
下折口原第6区4班



▲鈴木村長に答申する佐藤会長

5月の飛び石連休を うめる休日ができました 一祝日法の改正一

休日が1日ふえることになりました。とはいっても2つの条件がついています。まず前日と翌日が「国民の祝日」でなければなりません。現在日本では、5月4日だけがその日に当たります。また、その日が日曜日や振替休日の時には、休日にはなりません。「なんだ」と思われる方もいらっしゃるかもしれません、飛び石連休の間をうめるうれしい改正には違いありません。

これは、国民の祝日にに関する法律が一部改正されたことによるものです。

今年は5月4日が日曜日、来年は3日（憲

口子○渡辺勝夫○鈴木末藏
○（碑）返婦人会月岡キミ子○高橋辰蔵○独古秋雄

一の又行政区第5組

○佐久間正美○石井エイ○菊地重助○（川谷老人クラブ）渡辺鶴寿○近藤文明○鳴海義勝○草野好美○藤島昇○平賀春雄○相笠茂

○西郷村商工会○西郷村消防団○西郷村建設業組合○西郷村観光協会○P.T.A連絡協議会○老人クラブ連合会○婦人会連絡協議会連合青年会○小田倉小学校児童会○川谷中学校生徒会○お母さんゼミナール○大石商店○西郷第一中学校生徒会○羽太婦人会○川谷婦人会○小田倉婦人会○米婦人会○小田倉老人会○老人クラブ○原中老人クラブ○熊倉老人クラブ○下羽太老人クラブ○米老人クラブ○折口原老人クラブ○上羽太老人クラブ○真船ラブ○上羽太老人クラブ○眞船老人クラブ○原中老人クラブ○熊倉老人クラブ○小峰ライオンズクラブ○安達朝三○小林廣子○浅野ユキ子○永井道雄○鈴木明○熊本清○吾妻一正○安達二千六百○西坂雄治○春日部弘○佐藤敏洋○秋元実○森俊男○小泉モト洋○田辺ツル○室井吉衛○佐藤久男○渡辺幸夫○森政之助○小林政雄○穗積毅○東宮武○山田多門○鈴木義則○鈴木昇○角田利勝○鈴木武夫○兼子誠○佐藤文男○薄井正次郎○鈴木兼吉○佐藤幸司○佐藤長三郎○渡辺正行○兼子勉○塔崎一雄○大津正史○市橋好延○福島吉彦○田場川和夫○渡部満○高瀬健一○鈴木常夫○筒井佳余○皆川勇○鈴木常夫○市井盛治○山口政江○市村ヒ○原中行政区第12組

ツル○鈴木一男○小林光子○仁平秀夫○佐藤優○大金敏雄○影山祝子○仁平喜男○岩澤章規○花安アキ○大竹ハツヨ○白岩学○大倉寅松○小泉キクエ○梶山秀夫○小林恵子○鈴木ハツエ

七項目を答申

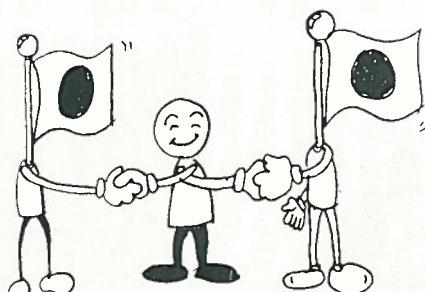
西郷村行政改革推進会議（佐藤帰一会長、他委員九名）は、今年三月で開かれた第十回の会議で答申内容をまとめ、三月二十日村長に答申しました。

答申は事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託・OA等事務の簡素合理化、会館等公共施設の設置及び管理、運営の合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、その他の七項目から成っております。厳しい内閣になつております。

これを受けた西郷村行政改進会議は、地方行革の大綱策定のため具体的な検討をしております。

法記念日）が日曜日なので、4日は振替休日となり、残念ながら、改正された祝日法は適用されません。そのため、実際に恩恵をうけるのは昭和63年から、ということになります。

お楽しみは、ちょっと先ということになります。





元気に入所式

～村内各保育所～

昭和六十一年度新入児の保育所入所式が四月五日、西郷、西郷第二、川谷の各保育所で行われました。

入所式は、午前九時半より所長あいさつ、来賓祝辞に続いて担任の保母が一人一人紹介されました。保母のやさしい顔を見ると新入児、在所児は緊張感から解放され表情の良い顔で話を聞いておりました。

式が終ると子供たちは、早速歌をうたったり先生達の人形劇を見たり、元気に新年度のスタートを切りました。

一、使用にあたつて

ふくしま・ふるさと産業おこし運動推進シンボルマークは、ふくしま・ふるさと産業おこし運動の推進に活用し、福島県のイメージアップを図るため、昭和60年8月1日に制定されたものです。

二、使用の対象

シンボルマークの使用の対象は、「ふるさと産品」と「行事等」に限定されておりその定義は次のとおりです。

「ふるさと産品」

載要領に基づき、市町村が地域の意思により選定し、ふるさと産品台帳に登載されているもの

「行事等」

(1) 自己の責任において、関法令を遵守り等

1. ふるさと産品に使用するとき



2. 行事等に使用するとき



ふくしま・ふるさと産業おこし運動推進シンボルマーク

三、使用者の責務

(2) 「ふるさと産品」に使用するときは、毎年度末、届出書の提出先に「生産・製造等実績報告書」(様式第2号)を提出してください。

四、その他

シンボルマークの使用についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

福島県企画調整部地域振興課

〒960 福島市杉妻町二丁目一六
☎ 0245-21-1111

内線二五四三、二五四六

西郷村役場企画調整課

☎ 0251-1111

内線三二一～三三三

子供の交通事故をなくそう!!

春の全国交通安全運動期間の

四月六日、西郷村交通安全対策協議会では子供の交通事故防止を願い、村内全域に交通安全啓蒙パレードを行いました。

このあと西二中前と西郷駐在所の二ヶ所でドライバーに、チラシやステッカーを配りシートベルト着用と安全運転を呼びかけました。

みなさんは、くれぐれも事故に合わぬよう、起さないよう交

通安全運動にご協力下さい。

交通教育専門員に委嘱状

今年度から従来の交通指導員

に変わり、村内における交通安全に関する知識の普及や思想を高めるため、この度新しく交通

教育専門員が発足し四月一日村長より委嘱状が交付されました。

委嘱された交通教育専門員は

指導、交通安全関係ボランティア団体の育成・指導等を行います。

委嘱された方々は左記のとおりです。

東宮 武

西郷村大字小田倉字道南四六一二

高内安太郎

西郷村大字小田倉字豊作三十



東宮 武さん



高内安太郎さん



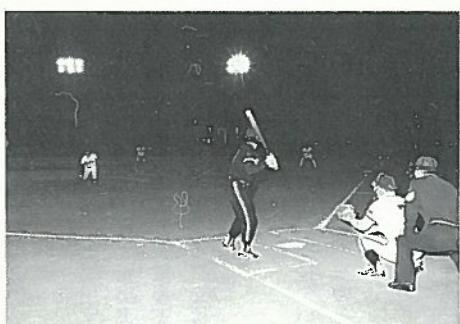
家庭における非行防止の10ポイント

一、子供を放任しない
 い（子供を育てる
 責任の自覚を）
 二、親子の対話を忘
 れれない（笑いのあ
 る家庭づくりを）
 三、親の権威を失わ
 ない（しつけに自
 信、父親の厳しさ
 も愛）
 四、子供に善悪のけ
 じめをつけさせることを忘れない（
 家庭は最も身近な社会）
 五、一貫したしつけ、
 教育方針を持つ（
 子は親を写す鏡で）

六、小さい時からしつけることを怠らない（三つ子の魂百まで）
 七、二つしかつたら、三つほめるよう心がける（子供に自信とやる気を）
 八、子供を甘やかさない（つらさに耐えられない、たくましい子に）
 九、子供に過度の期待をかけず、適切な目標と進路を持たせる（のばそう子供の自主性と自立心を）
 十、ボルノ雑誌等を家庭に持ち込まない、

村長杯ソフトボール大会開幕！

4月11日より試合が開始されました



お父さんお母さんへの願い

一、子供を放任しない
 い（子供を育てる
 責任の自覚を）
 二、親子の対話を忘
 れれない（笑いのあ
 る家庭づくりを）
 三、親の権威を失わ
 ない（しつけに自
 信、父親の厳しさ
 も愛）
 四、子供に善悪のけ
 じめをつけさせることを忘れない（
 家庭は最も身近な社会）
 五、一貫したしつけ、
 教育方針を持つ（
 子は親を写す鏡で）

ある）



スパイクタイヤ使用自粛期間

4月1日～11月30日

スパイクタイヤをはきかえよう

持ち込まない（健全な家庭環境を）

犯罪捜査にご協力を!!

全国的に最近の犯罪は、広域化、スピード化、複雑化してきています。

• 聞込みにご協力ををお願いします。

警察では、事件を早く解決するため、機動力の向上と科学捜査の充実に努めています。

- 被害にあつたら必ず届出を!!
- 犯罪について知っていることは、積極的に通報を
- 事件の発生を知ったときは、すぐ一一〇番を



言葉の履歴書

「五月蠅い」と書いて「うるさい」と読みます。これは、暑くなり始めのころの蠅が、つきまとつてうるさいところからきたものです。古くは「さばえ」と呼ばれた「五月蠅」は、旧暦五月の田植え時に出る蠅のこと。この「さ」は「さつき」ません。しかし、もともとの「うるさし」には、いい意味も含まれていました。平安時代では「うるさき人」といえば「いやになるほどすぐれた人物」を意味したのです。「うるさし」は元来、行き届いて申し分のないさまと、その度が過ぎて反発を買うさまの両義を備えた言葉でした。



訪問販売に引っかからないために

役所関係のかたり



あたかも消防署や郵便局など公的機関から商品を売りつけるもので、制服らしいものを着ていいもので、だまされたという苦情が多いです。

〈消防器〉 防災の心がけは必要ですが、一般家庭で必ず備えつけなければならない法的義務はありません。
（表札） 家族全員の名前を標示しておくことは、郵便物配達の上からも望ましいことですが、強制されるものではありません。代金を受け取ったあと、名前を書き入れたものを送らず、ドロンをきめこむ業者がいます。

清掃局の者だがお宅のゴミバケツはこわれていて収集作業がやりにくいで、「ゴミ容器を買ってください」という約束を、売買契約といいます。私たちが「買います」という意思を販売者に伝え、販売者は「売ります」という意思を消費者に伝えると売買契約は成立します。

私たちが、商品を買うまでには、本当に必要なのか、どんな種類があるのか、どのメーカーがよいか、あるいは、価格はいくらかなど、検討します。このような検討の後、はじめて買う意思は決定されるのです。

訪問販売では、セールスマントリにめよられて、買う意思がないのに、すすめられるまま氏名を書いてしまってあります。契約書が整っていると、買う意思があつたと思われがちです。商品はいつでも買えるのですから、契約は慎重に行うことが大切です。

ご用心、ご用心！

かたり商法

〈避妊具〉 店頭では買いたくないといった性質の商品であるため、訪問販売を利用する人が多いと思われます。問題は、利用者の無知につけ込んだオーバートーク（妊娠中にも使用するべきとか、手持ちのものは体に悪いとか）と過量販売です。一ヶ月は十二ダース＝百四十四個です。

十ヶロスも買つたらどうなるか、ご主人にも話せず、割賦代金の支払いに泣く若奥さんもいます。トのうち最も苦情が多いのは、「立替払い契約」です。クレジットを利用した契約が多いことがあります。クレジットがあげられます。クレジットを

契約は慎重に！

商品やサービスを売買す

訪問販売で苦情が多い理

由のひとつに、クレジット

を利用した契約が多いこと

があります。私たちが「買います」という意思を販売者に伝え、販売者は「売ります」という意思を消費者に伝えると

訪問販売で、クレジットを使つた取引は「訪問販売等に関する法律」と「割賦販売法」の両方の法律の規制を受けます。

訪問販売やクレジットによる販売は、法律で業者を規制したり、クーリングオフ制度を設けなければなら

ない程、消費者には不利な取引方法なのです。

そのため、今まで以上に、しっかりとした判断が要求されます。セールスマントリの話は真実か、本当に必要な商品なのかを、日を改めて検討する姿勢が大切です。

うまい話は、



労働保険加入事業主の皆さんへ

労働保険年度更新のお知らせ

昭和61年度の労働保険の年度更新手続きは、済みましたでしょうか。まだ手続きが終っていない方は**5月15日が申告期限です**。すぐ最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局、又は県雇用保険課に自主申告、自主納付下さるようお願いします。

昭和61年4月

事業主各位

福島労働基準局
福島県商工労働部

ドライバーのみなさんへ

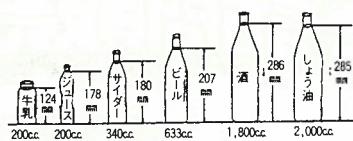
5月は、自動車税の納期です。お早めに最寄りの銀行、農協、郵便局等から納めましょう。

○自動車税の減免

身体が御不自由な方などが車をお持ちの場合は、自動車税が減免になる場合があります。

県税事務所へおたずねのうえ、5月24日までに申請してください。

図2



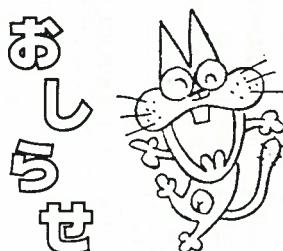
マル優などの手続が変わりました

昭和61年1月1日以後に預け入れる預貯金に対するマル優などの手続きが変わりました。

預貯金の口座を開設する場合には、住民票の写し、印鑑証明、健康保険証、年金手帳、運転免許証、などを提示して、住所、氏名及び生年月日の確認を受けなければならぬことになりました。

これらの手続きをしない預貯金の利子には所得税がかかります。

詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室へどうぞ！



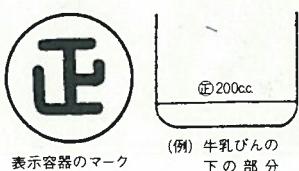
6月7日は計量記念日

正 印のついたびん詰商品を選びましょう

お酒やしょう油などの大部分の、びんの下の方には④(下図1)のマークがつけられています。

これは計量法で定められているもので「表示容器」通称マルショウびんといっています。この容器は(図2)一定の高さ以上に詰められている場合は、いちいち計ることもなく販売してよいことになっています。びんの内容積が一定している特殊な容器だからです。現在、酒・ビール・しょうゆ・ソース・牛乳・酢など14品目、61種類のびんの型式が定められています。

図1

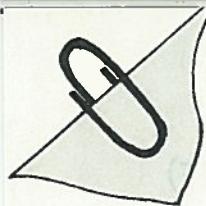


表示容器のマーク

(例) 牛乳びんの下の部分

参考 利子の非課税制度

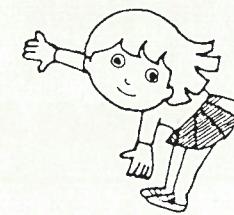
種類	① マル優	② 特別マル優	③ イ 住宅積立郵便貯金(口を除く)	④ 口 財形貯蓄
三〇〇万円	三〇〇万円	三〇〇万円	三〇〇万円	五〇〇万円
三〇〇万円	三〇〇万円	三〇〇万円	三〇〇万円	あわせて五〇〇万円
合計一、四五〇万円	※サラリーマン	合計九五〇万円	※サラリーマン以外	合計



財政のお知らせ



昭和60年度決算概要



村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和60年度のお金の使いみちである決算の総体と、昭和61年度の予算執行、財産の状況（昭和61年3月末現在）などをお知らせします。

昭和60年度決算及び決算収支の状況

(単位：千円)

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳差引高 (C)
一般会計	3,685,118	3,607,875	77,243
国民健康保険特別会計	711,724	670,300	41,424
有線放送電話事業特別会計	32,741	31,203	1,538
老人保健事業特別会計	452,054	451,000	1,054
土地造成事業特別会計	333,572	659,165	△ 325,593

(注)赤字分については翌年度歳入繰上充用金で対応。

水道事業会計

(単位：千円)

区分	決算額
収益的	収入 228,386
	支出 164,550
資本的	収入 449,300
	支出 468,998

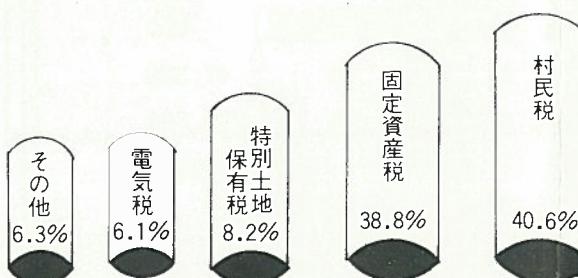
(資本的収支が不足する額は損益勘定留保資金で補てん。)

工業用水道事業会計

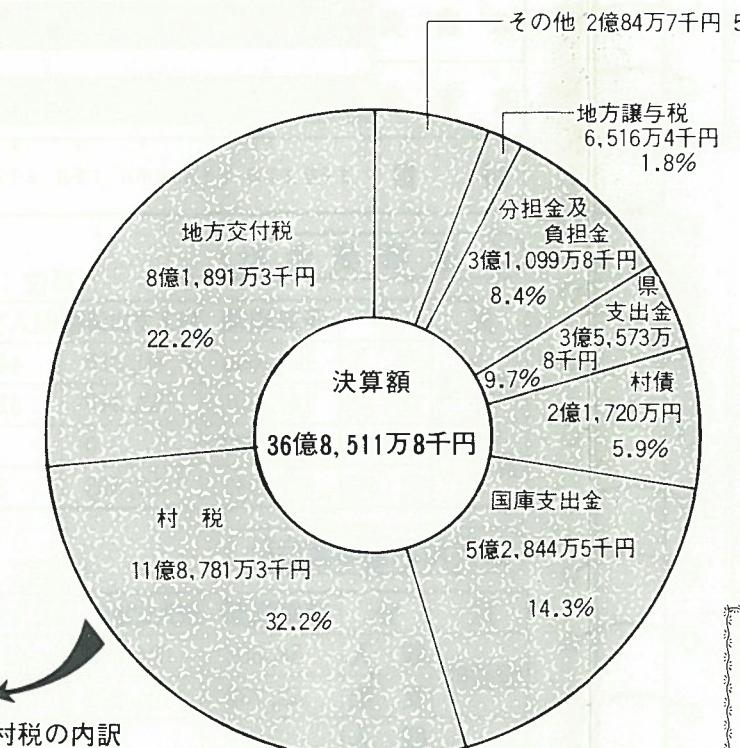
(単位：千円)

区分	決算額
収益的	収入 63,380
	支出 63,205
資本的	収入 0
	支出 50,227

(資本的収支が不足する額は許可済未借入企業債で補てん。)

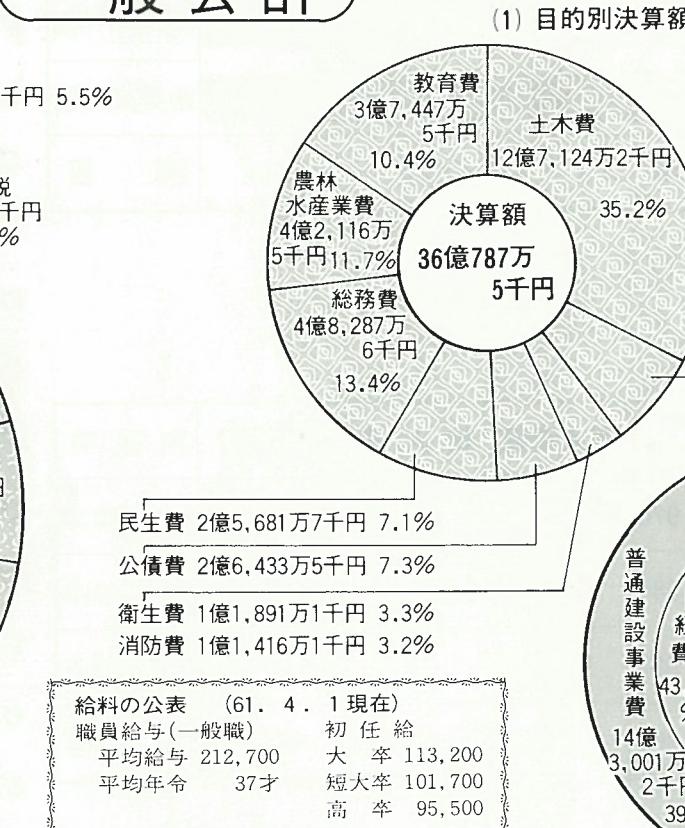


歳入決算の構成



村税の内訳

一般会計



歳出決算の構成

議会費	7,105万4千円	2.0%
商工費	8,765万9千円	2.4%
労働費	926万5千円	0.2%
その他	1億3,591万5千円	3.8%

決算額

人件費	8億1,433万8千円	22.9%
普通建設事業費	2億6,431万5千円	7.6%
投 資 的 経 費	2億8,200万1千円	2.2%
公債費	3億1,036万2千円	8.6%
扶助費	3億5,776万8千円	9.9%
一般的経費	2億1,466万3千円	5.5%
補助費	1億3,393万3千円	3.7%
災害復旧事業	48万3千円	0.1%
失業対策事業		

昭和61年度

予 算 執 行 状 況

(61年9月末現在)

予算現額35億4,175万5千円のうち収入済額15億1,516万1千円

一 般

千円	%	60,085千円	その他
594,370	10.1	14,914千円	自動車取得税交付金
35,000	42.6	45,866千円	諸 収 入
56,980	80.5	11,911千円	地方譲与税
70,615	16.9	13,861千円	分担金及び負担金
227,001	6.1	38,620千円	繰 越 金
38,620	100.0	90,925千円	国庫支出金
540,695	16.8	671,304千円	村 稅
1,156,974	58.0	567,675千円	地方交付税
予算現額	収入率	6億 5億 4億 8千万 7千万 2千万 1千万	科 目

会 計

予算現額35億4,175万5千円のうち支出済額12億6,859万9千円

千円	%
76,046千円	23.5
36,353千円	47.3
56,327千円	46.0
42,842千円	34.8
80,617千円	28.5
110,428千円	44.5
358,011千円	29.1
126,037千円	47.5
242,108千円	50.7
139,830千円	34.8
3 千万 4 千万 5 千万 6 千万 7 千万 8 千万 1 億 2 億 3 億	支 出 率
科 目	予算現額

特 別 会 計

会 計 名	予算現額	収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
國民健康保険	765,976	291,802	38.1	282,250	36.8
有線放送電話事業	34,584	18,284	52.9	14,154	40.9
老人保健事業	531,987	245,994	46.2	232,881	43.8
土地造成事業	776,309	394,087	50.8	328,220	42.3

水道事業会計

(単位:千円)

区 分	予算現額	収入支済額	収入支率
収益的	収 入	181,656	80,219 44.2%
	支 出	167,101	53,347 31.9
資本的	収 入	245,022	0 0
	支 出	366,542	12,505 3.4

工業用水道事業会計

(単位:千円)

区 分	予算現額	収入支済額	収入支率
収益的	収 入	58,602	24,533 41.9%
	支 出	62,732	24,690 39.4
資本的	収 入	0	0 0
	支 出	0	0 0

〔村債・企業債の状況〕(千円)

一般会計	2,054,108
特別会計	34,225
水道事業会計	765,284
工業用水道事業会計	326,000

〔村有財産の状況〕(m²)

建 物	47,386
地	7,295,360

(山林含む)